

平成28年1月

社会保障・税番号

(マイナンバー)制度がスタート



▲マイナンバーキャラクター「マイナちゃん」

社会保障や税制度の効率性・透明性を高めるため国が進めるマイナンバー制度についてご紹介します。問い合わせは社会保障・税番号制度対策室(☎620・7453、☎ 627・5939)へ。

マイナンバー制度とは

マイナンバー制度とは、行政の運営を効率化し、市民の皆さんの利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための仕組みです。

制度の導入により、申請の際の書類が簡素化されるなど、市民の皆さんの負担が軽減されるほか、所得や行政サービスの受給状況などが正確に把握しやすくなり、困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

住民票を有するすべての方に12桁の個人番号(マイナンバー)を割り当て、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理。複数の行政機関などに存在する個人の情報が同一人物の情報であることを確認するために活用されます。

今後のスケジュール

■平成27年10月から「通知カード」を郵送

住民票の住所にマイナンバーをお知らせする「通知カード」が郵送されます。

■平成28年1月からマイナンバー利用開始・個人番号カードの交付

社会保障・税・災害対策の行政手続でマイナンバーの利用が始まります。

希望する方は、通知カードと引き替えに「個人番号カード」が交付されます。個人番号カードは顔写真付きのICカードで、身分証明書として使用できるほか、e-TAXや電子申請に利用できます。住民基本台帳カードをお持ちの方は有効期限まで利用できますが、個人番号カードを交付する際に回収します。

個人情報保護対策

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の手続きで行政機関などに提供する場合を除き、他人に提供することはできません。また、他人のマイナンバーを不正に入手することは、処罰の対象です。

市がマイナンバーを含む個人情報を保有・利用する際は、利用方法やリスク対策などについて、特定個人情報保護評価を実施します。

問い合わせ

マイナンバー制度全般に関する問い合わせは、国のマイナンバーコールセンター(☎0570・20・178)へ。

制度に関しては、市のホームページでもお知らせしています。

「特定個人情報保護評価書」にご意見を

「特定個人情報保護評価書」は、マイナンバー制度における個人情報保護対策のひとつとして、特定個人情報の漏えいなどを発生させるリスクを分析し、軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。市では、右表の評価対象事務について、皆さんからのご意見を募集します。

対象 市内在住・在勤・在学の方

申込方法 ご意見と住所(市内在勤・在学の方は勤務先・学校名)・氏名を書いて、12月1日～1月5日(必着)に直接、郵送、ファックス、Eメールで各担当課へ

※「特定個人情報保護評価書」は各担当課、市役所1階市政資料室、各事務所・図書館、市のホームページでご覧になれます。

評価対象事務	担当課
住民基本台帳に関する事務(全項目評価書)	市役所1階市民課(〒192-8501 ☎620・7431、☎626・2381、✉b060100@city.hachioji.tokyo.jp)
地方税の賦課徴収に関する事務(全項目評価書)	市役所2階税制課(〒192-8501 ☎620・7218、☎627・5918、✉b040400@city.hachioji.tokyo.jp)